

よこはま共済



C O N T E N T S

子ども・子育て支援金制度について 1	3歳未満の子を養育する組合員の標準報酬月額の特例(養育特例) ... 3
新年度の被扶養者手続は忘れずに 2	メンタルヘルス相談をお気軽に 4
退職後の任意継続組合員制度について 2	禁煙外来治療費の全額を助成します 4
女性特有のがん検診について知ろう 2	



鶴見区 県立三ツ池公園



神奈川区 区の木「こがし」

令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が始まります

●子ども・子育て支援金制度とは

子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。

●開始時期について

子ども・子育て支援金の掛金は、**令和8年4月分給与から**、短期掛金・介護掛金と合わせて徴収されます。

●負担について

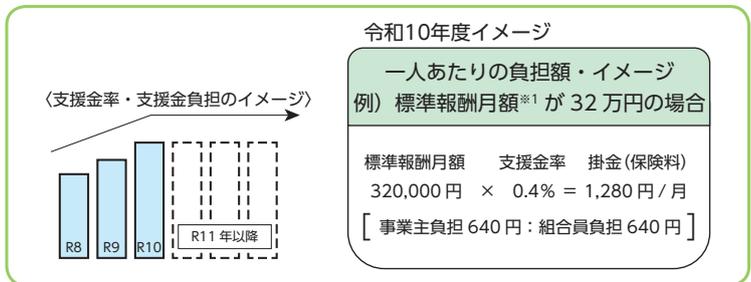
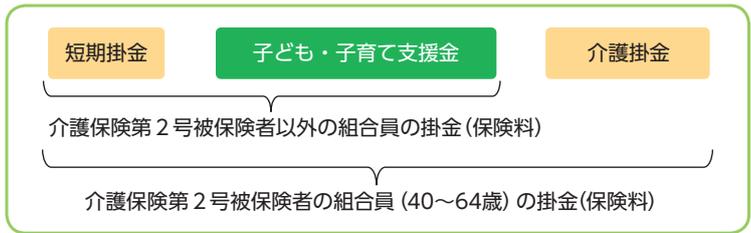
令和8年度の支援金率は、0.23%です。料率は段階的に上がり、令和10年度には**0.4%程度**になる見込みです。

※1「標準報酬月額」とは、給与などを一定の幅で区分した等級にあてはめて決定する金額で、社会保険料を計算するときに基準となる金額です。

●支援金の使途は

児童手当の抜本的拡充・妊婦のための支援給付・こども誰でも通園制度・出生後休業支援給付^{※2}・育児時短就業給付^{※2}などに充てられます。

※2 共済組合が行う事業としては、「育児休業支援手当金」・「育児時短勤務手当金」という名称で令和7年4月から実施されています。



横浜市職員共済組合WEBサイトもご覧ください。

<https://yokohama-kyosai.or.jp/>
WEBサイトは、スマートフォンでも見ることができます。



就職や別居をされるご家族はいませんか？

新生活を迎えるご家族の共済(健康保険)の扶養手続は忘れずに！



新年度は、就職や進学が多い時期です。被扶養者のご家族が就職や別居をしたときは、共済(健康保険)の扶養から外す手続などが必要ですので、忘れずに行ってください。
 なお、住民票上同居であっても実態は別居している場合も手続が必要です。
 詳細は、共済ガイドをご覧ください。

医療給付係 TEL 671-3402

横浜市職員共済組合の任意継続組合員制度について

任意継続組合員制度とは、退職後も当組合の組合員資格を最長で2年間継続できる制度です。

組合員の退職時点で、当組合の被扶養者として認定を受けているご家族も、引き続き任意継続組合員の被扶養者としてすることができます。任意継続の加入手続後、納付書等をご自宅に郵送します。

【加入条件】 任意継続組合員制度に加入するには、次の条件を全て満たす必要があります。

条件① 退職日の前日まで継続して**1年以上組合員期間**があること

条件② 退職日から起算して20日以内に、当組合に申請書が受理され、かつ資格取得月の掛金を支払うこと

詳細は、共済組合WEBサイト又は共済ガイドをご覧ください。

医療給付係 TEL 671-3402

女性特有のがん検診について知ろう！

～当組合では、乳がん・子宮頸がん・卵巣がん検診が毎年度無料で受診できます～

がん検診は、がんの早期発見・早期治療に役立ちます。当組合では、20歳^{*}以上の女性(組合員本人・被扶養者)は、子宮頸がん検診、卵巣がん検診を**無料**で受診できます。30歳^{*}以上の女性は、乳がん検診でマンモグラフィと超音波(エコー)の両方を**無料**で受診できます。

忙しいからと先延ばしにせず、年に1度はご自分や大切な人のために、がん検診を受けましょう。

※年齢は、年度末時点での年齢



当組合のがん検診について、詳しくはこちらから → <https://yokohama-kyosai.or.jp/hoken/kenshin/>

● 乳がん検診 マンモグラフィ



● 乳がん検診 超音波(エコー)



● 子宮頸がん検診、卵巣がん検診



福祉事業係 TEL 671-3400



GREEN × EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

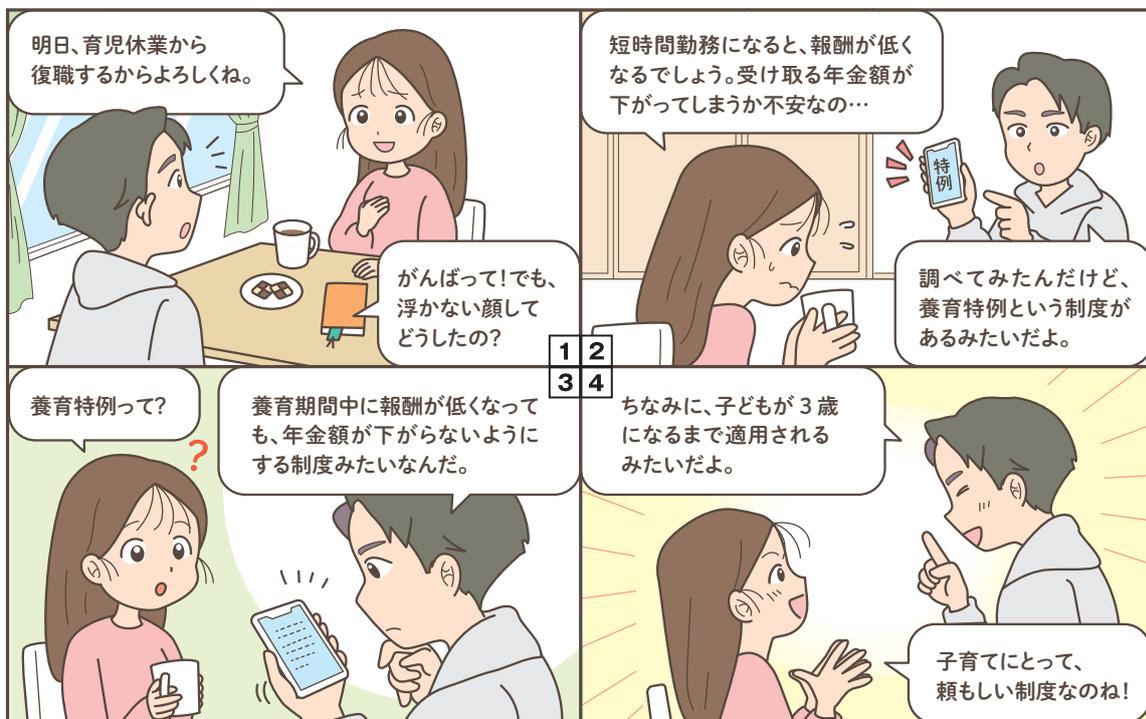
2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷





このページは「一般組合員(短期のみ適用組合員の方は除く)」を対象としています。
「短期のみ適用組合員」の方は日本年金機構のWEBサイト<https://www.nenkin.go.jp>をご覧ください。

3歳未満の子を養育する組合員の標準報酬月額の特例(養育特例)



「養育特例」とは、3歳未満の子を養育している間、勤務時間の短縮などにより、養育前の標準報酬月額を下回った場合に、養育前の高い標準報酬月額で年金額を計算する制度です。(掛金は、実際の低い標準報酬月額で計算します。)

1 養育特例の対象となる方

3歳未満の子*と同居し、養育している組合員

*特別養子縁組の監護期間にある子や養子縁組里親に委託されている要保護児童を含む。

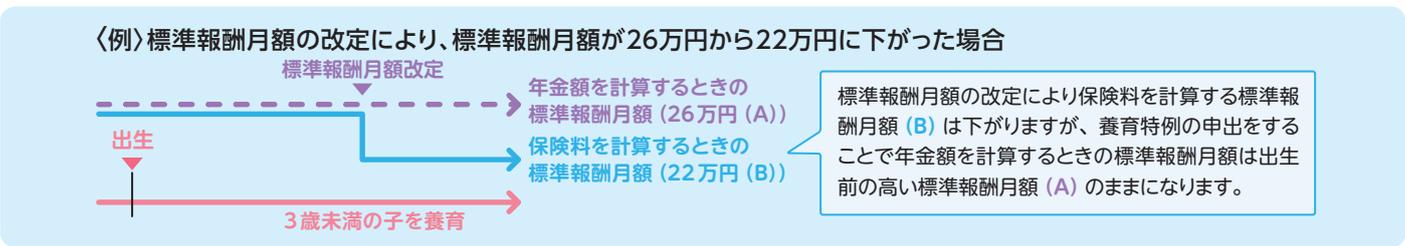
2 養育特例を受けられることができる期間

3歳に満たない子を養育することとなった日の属する月から、養育を終了した日の翌日の属する月の前月までの期間

3 養育特例の申出等の方法

養育特例の適用を受けるときは、所属の共済組合事務担当者を経由して当組合に申出書を提出してください。

申出書の様式や記入方法の詳細については、[共済組合WEBサイト](#)に掲載していますので、ご参照ください。



令和7年4月から 年金情報の提供サイトが新しくなりました

地共済年金情報webサイトが終了し、新サービスが開始されました。
組合員の方は、全国市町村職員共済組合連合会のホームページから「マイナ手続きポータル」へ移動し、マイナンバーカードとスマートフォン等を利用して、最新の年金記録等をインターネット上で取得することができます。

<https://ssl.shichousonren.or.jp/>
利用時間:24時間365日(サーバーのメンテナンス時を除く。)



メンタルヘルス相談をお気軽に!

～身体や仕事にかかわるご相談以外のお悩みも無料です～

専門性の高いスタッフ(公認心理師・臨床心理士)がカウンセリングを担当します。

1 | 対象

横浜市職員共済組合の組合員*とその配偶者、被扶養者

*任意継続組合員を含みます

2 | 専用ダイヤル

24時間 よこはま
0120-24-4580



	面接カウンセリング	オンラインカウンセリング	電話カウンセリング
実施場所	東京カウンセリングセンター(東京都中央区)・ 全国約200か所の提携カウンセリングルーム	TeamsやZoom等を使用	
受付時間	月曜日～土曜日 10:00～20:00		月曜日～土曜日 10:00～22:00
利用方法	電話予約制		予約不要
実施時間	1回 50分程度		1回 20分程度
実施回数	年度内5回まで無料		無制限(1日1回/通話料無料)

※翌日以降の電話カウンセリング利用を、あらかじめご予約いただくこともできます。予約受付時間:月曜日～土曜日 10:00～18:00

※面接時間は提携カウンセリングルームの開設時間により異なります。

※令和8年4月1日から、Web予約を開始する予定です。

福祉事業係 TEL 671-3400

今年こそはタバコをやめたいあなたへ 禁煙外来治療費の全額を助成します

1 対象者・助成金額

組合員・保険適用の禁煙外来治療にかかる自己負担分の全額

※組合員期間中ひとり1回まで利用可能です。

※会計年度任用職員の皆様も対象です。被扶養者・任意継続組合員の皆様は対象外です。

長らく供給停止されていた
禁煙補助薬の復活により、
禁煙外来を再開する
医療機関が増えています!

2 申請方法

禁煙外来治療終了後、3か月以内に必要書類を当組合に送付してください。

※おおむね12週間・計5回の治療で、保険適用で14,000円程度です。

3 必要書類

1 「禁煙外来治療費助成金交付申請書兼請求書」(様式1)

(YCANの総務局・職員共済組合のページ又は、共済組合WEBサイトの「申請書一覧78番」に掲載)

2 医療機関の「領収書」・「診療明細書」両方の写し(各受診回数分)

3 薬局の「領収書」・「調剤明細書」両方の写し(各受診回数分)



福祉事業係 TEL 671-3400